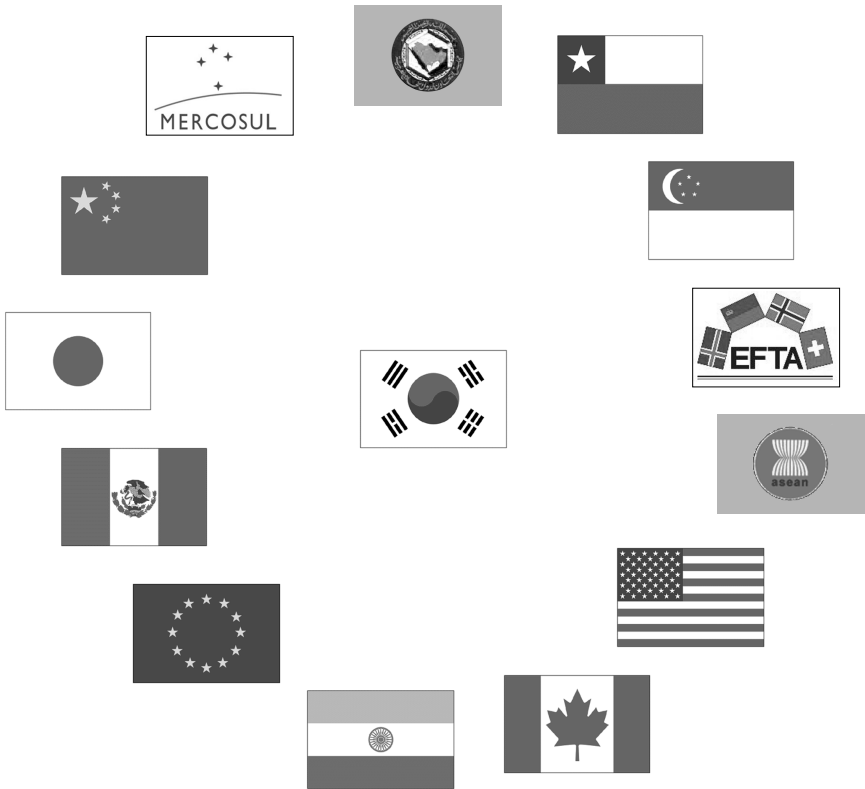

第2章

韓国FTAの現況

——「同時多発的」FTA推進の成果と交渉中のFTA——



韓国とのFTAが発効・妥結した国々、または交渉中・予備的研究中の国々の国旗（右上から時計回りにチリ、シンガポール、EFTA、ASEAN、米国、カナダ、インド、EU、メキシコ、日本、中国、MERCOSUR、GCC [湾岸協力会議]）。

現在、韓国のFTA締結は2003年8月に立案され、2004年5月に補完されたFTAロードマップに沿って推進されている。大陸別の橋頭堡的な相手との交渉終結が最優先とされており、ついでEU、米国、中国、ASEANなどの巨大経済圏とのFTA締結が推進されている。これらのうち、第3章で詳述されるように米国とのFTAは2007年6月末に署名され、国会の批准を待っている。この他、有望新興国家とのFTA締結も進められている。

2007年8月現在、韓国が関わっているFTAを総括したのが表1である。すでに発効しているのはチリ（2004年4月1日発効）、シンガポール（2006年3月2日発効）、EFTA 6カ国（2006年9月1日発効）の3つである。このほかにASEANとのFTAが商品部分についてのみ発効（2007年6月1日）している。日本が近隣のアジア諸国とのFTAに力を入れているのに比べると、韓国のFTA対象はより遠隔の国を選んでいる。その背景には、交渉戦略として大陸別FTAネットワークの構築を急いでいる事情があり、すでに発効している3つのFTAはそれぞれ南米、アジア、欧州における橋頭堡との位置づけがなされている。

これまでの韓国政府の努力にもかかわらずFTA発効の実績はわずか3カ国に留まっており、今後とも同時多発的FTA交渉によってできるだけ多くの協定発効を目指す意向である。韓国が現在FTA交渉を進行中の相手国は日本、カナダ、メキシコ、インド、EUの5カ国・地域で、ASEANとはサービス・投資に関する交渉が行われている。2007年6月末の韓米FTA交渉妥結を受けて、現在進行中の交渉が一層加速されている。交渉中案件のうち、韓国政府はカナダ、インド、EU、ASEANとの案件を2007年内に妥結させることを目指している⁽¹⁾。

以下では、韓国が関わっているFTAの中でも特徴的なものをいくつか選んで見てみることにする。韓米FTA以前には韓国の交渉スタイルが概して慎重なものであったが、それ以後は交渉にスピード感が出てきている。ここでは韓国初のFTAとなり、その後の交渉に少なからぬ影響を与えた韓チリFTAと、韓国が極めて慎重な交渉姿勢を崩さずに現在に至るまで妥結に至っていない日韓FTA、そして韓国がFTAに対して積極姿勢に転換した後の典型的な事案としての韓EUFTAを取り上げることにする。その他FTAについては付録を参照されたい。

表1 韓国が関与するFTA

相手国	現段階	経緯
チリ	発効	1998.11 FTA推進に合意 1999.9 交渉開始に合意 2002.10.25 6回の交渉を経て妥結 2003.2.15 署名 2004.2.16 批准案国会通過 2004.4.1 発効
シンガポール	発効	2002.11.14 産官学研究会発足 2003.10.23 交渉開始宣言 2004.11.29 5回の交渉を経て妥結 2005.8.4 正式署名(仮署名 4.16) 2005.12.1 批准案国会通過 2006.3.2 発効
EFTA	発効	2004.5.14 共同研究開始に合意 2004.12.16 交渉開始宣言 2005.7.12 4回の交渉を経て妥結 2005.12.15 正式署名(仮署名 9.13) 2006.6.30 批准案国会通過 2006.9.1 発効
アメリカ	政府間交渉妥結	2004.11 事前実務点検会議の開催合意 2005.9 米、韓国をFTA交渉優先国に指定 2006.2.2 第1回公聴会 2006.2.3 交渉開始宣言 2006.6.5 第1回交渉 2006.6.27 第2回公聴会 2007.3.12 第8回交渉終了 2007.3.19-22 高位級交渉 2007.3.26-4.2 通商長官交渉 2007.4.2 妥結 2007.6.21-26 米新通商政策と関連した追加協議 2007.6.30 署名
ASEAN	商品分野署名	2003.10.8 共同研究開始に合意 2004.2 専門家グループ構成 2004.11.30 交渉開始宣言(2年以内の妥結を目標) 2005.12.13 包括的経済協力に関する基本協定署名 2006.4.28 商品貿易交渉妥結 2006.8.24 商品協定・開城工団関連書簡類署名 2007.4.13 第17回交渉終了 2007.6.1 商品協定、発効
日本	交渉中	1998.11 民間共同研究(アジ研・KIEP)開始に合意 2000.9.23 日韓FTAビジネスフォーラム設置に合意 2002.3.22 産官学共同研究会設置に合意 2003.10.20 交渉開始に合意 2004.11.3 第6回交渉終了(以後中断)
メキシコ	交渉中	2000.5 FTA推進に合意 2002.7 研究開始に合意 2003.11 メキシコ、FTAモロリアム宣言 2004.4 共同専門家グループ構成に合意 2005.9.9 戦略的経済補完協定(SECA)推進に合意 2006.6.16 第3回SECA交渉終了 2007.8.8 正式FTAに格上げして交渉再開することで合意
カナダ	交渉中	2004.11 FTA予備協議開催に合意 2005.7.11 交渉開始に合意 2007.4.27 第10回交渉終了 2007.6.25 商品分野実務交渉
インド	交渉中	2004.10 共同研究グループ設置に合意。包括的経済パートナーシップ協定(CEPA)を研究 2006.2.6 CEPA交渉開始宣言 2007.7.27 CEPA第7回交渉終了
EU	交渉中	2006.5.15 FTAを前提としない予備協議に合意 2006.9.27 第2回予備協議終了 2006.11.24 公聴会開催 2007.5.6 交渉開始宣言 2007.7.20 第2回交渉終了
MERCOSUR	政府間共同研究	2004.11 共同研究に合意 2006.11.1 共同研究第4回会議終了
中国	民間共同研究	2004.9 民間共同研究(KIEP,国務院発展研究中心)開始に合意 2006.11.17 産官学共同研究開始に合意 2007.7.4 第2回産官学共同研究会合が終了

(出所) 外交通商部FTAホームページ (http://www.fta.go.kr/fta_korea/policy.php、2007年8月10日採録)。

第2章 韓国FTAの現況——「同時多発的」FTA推進の成果と交渉中のFTA

<p>備考</p> <p>韓国側譲許：工業製品は1品目以外即時撤廃。発効10年後の自由化率は96.2% 主要例外品目：(除外) コメ、りんご、ナシ(季節関税) ぶどう(16年撤廃) 調製粉乳、ミックスジュース(DDA以後議論) ニンニク、たまねぎ、唐辛子、酪農製品(DDA以後議論+関税割当) 牛肉、鶏肉、みかん ナリ側譲許：工業品は即時撤廃率30.6%。発効10年後の自由化率は96.5% 主要例外品目：(除外) 洗濯機、冷蔵庫(5年据置後8年撤廃) 鉄鋼、繊維・衣類</p>
<p>韓国側譲許：即時撤廃率59.7% 発効後10年間の自由化率は91.6% 主要除外品目：石油製品、ボールベアリング、テレビ、コメ、りんご、ナシ、たまねぎ、ニンニク、牛肉、養殖用活魚、熱帯観賞魚、合板、繊維板 シンガポール側譲許：全品目即時撤廃、開城工団製品4625品目(6桁)に対して韓国産認定</p>
<p>韓国側譲許：工業製品の即時撤廃率91.1%、発効後10年の撤廃率96.6% 主要残存品目：(再検討)石油製品(除外)海苔、わかめ、活魚類、冷凍ニベ、コメ、肉類、酪農製品、調味料、加工食品 EFTA側譲許：工業製品、林産物、水産物は全品目即時撤廃。 農産物は韓・EFTAともに二者間協定による。EFTA側の農産物即時撤廃率は35-55% 残存品目なし。開城工団産製品267品目(HS6桁)を韓国産認定</p>
<p>TPA时限は2007年7月1日。交渉期限は事実上同年3月末までとされていた。 交渉体制、争点、分科会構成等については本文及び別表参照。</p>
<p>タイは国内政局を理由に商品協定に未署名。開城工業団地製品に対してはASEAN各国がそれぞれ100品目を選んで韓国産認定、サービス・投資については交渉が継続中。 ノーマルトラック(品目・金額90%以上)：撤廃年限 韓国+ASEAN6：2010年 ベトナム：2016年 カンボジア、ラオス、ミャンマー 2018年。 センシティブトラック センシティブ品目：金額7%、関税減免时限 20% 2012年、0-5% 2016年(ベトナムは5年猶予、他3カ国は8年猶予)、高度センシティブ品目：HS6桁200品目または品目数3%以下(韓国、ASEAN6はさらに金額3%以下)。税率50%上限、2割カット、半減、割当関税設定、除外=40品目以下の5方式)</p>
<p>SECAはFTAの前段階との位置づけ。メキシコ側でのFTAに対する反対のため、メキシコとラ米諸国との間での推進実績のあるSECAを採用。</p>
<p></p>
<p></p>
<p></p>
<p></p>
<p></p>

第1節 韓チリFTA

——批准遅延に課題——

韓国にとって、チリとのFTAは最も古くから着手し、また最初に締結されたFTAでもある。1998年11月5日、対外経済調整委員会がチリとのFTA締結の推進を決定した。南米における貿易橋頭堡とハブとしての機能、そして輸出入商品構成の補完性などを勘案しての決定であった。同月にはAPEC首脳会議で韓・チリ両国間FTA推進について合意がなされた。2回の高位級作業会議を経て1999年9月のAPEC首脳会議で両国間FTAの正式交渉開始が合意された。同年12月のサンチャゴにおける第1次交渉を皮切りに正式交渉が始められたが、2000年12月の第4次交渉（ソウル）の後交渉は一旦中断される。しかし、2001年10月には通商交渉本部長とチリ外相との会談で交渉の再開で合意がなされ、第5回交渉が2002年8月にサンチャゴで再開された。同年10月のジュネーブでの第6次交渉が最後の交渉となり、その席上でついに交渉が妥結、韓国最初のFTAが誕生することとなった。

しかし、韓チリFTAは発効するまでにさらなる紆余曲折を経なければならなかった。協定は2003年2月15日にソウルで正式署名された。チリ側では同年8月には早くも批准同意案が下院を通過、翌2004年1月22日には上院も通過し、発効に向けての国内的手続きを完了していた。韓国側では2003年7月8日に批准同意案が国会に提出された。しかし、韓チリFTAの韓国における批准は実に難産であった。開放対象となったブドウなどの生産者はチリとのFTA署名後に実は自分たちが相当な被害を受けうることを知り、保守色の強い野党ハンナラ党や金大中前大統領時代の与党民主党的農村出身議員を動かして批准を阻止しようとした。本会議での批准同意案審議に入る前の12月26日、国会統一外交通商委員会は全体会議で韓・チリFTA批准同意案を可決した。しかし、議事は批准を阻止しようとした議員らの妨害により混乱を極めた⁽²⁾。その後批准同意案は本会議に上程されたが、12月29日の第1回採決で否決され、翌2004年1月8日の第2回、2月9日の第3回採決でも批准同意案は否決された。この間、1月4日に慎長範（シン・ジャンボム）駐チリ大使が国会議員あてに韓チリFTA批准を要請する公開書簡を送るという異例の行動まで

取っている。これはチリ側の苛立ちを慮ってのことであった。署名後1年が経過した2月16日の第4回採決で、批准同意案は賛成162票、反対71票でようやく可決された。両国での批准を受け、2004年4月1日に韓国初のFTAである韓チリFTAは正式に発効した。これは同FTAの論議開始以来5年5ヶ月ぶりのことである。

韓チリFTAの批准過程におけるもたつきぶりは、韓国のFTA推進における国内対策の不十分さを改めて示した。これを教訓に国内体制の整備が進められたことは上述の通りである。韓国の2005年外交白書は韓チリFTA締結の経験を次のように総括した。

「わが国初のFTAである韓チリFTAはなによりも貴重な学習の場となり、この経験が今後推進される同時多発的なFTA交渉において貴重な資産として用いられるであろう。」⁽³⁾

韓チリFTAの譲許内容を見ると、両国の10年以内における関税撤廃は品目数基準でそれぞれ96%に達する。韓国側は協定発効と同時に9740品目(87.2%)の関税を撤廃する。工業製品のほとんどの関税を即時撤廃する一方で、農産物の即時関税撤廃は224品目(農産物品目数の15.6%)に過ぎない。関税が撤廃された農産物の多くは5年から10年後という年限付きのものであり、783品目(54.8%)に達する。5年後の関税撤廃品目はワラビ、バラ、豆腐、ぶどう酒などであり、10年撤廃の品目はトマト、豚肉、きゅうりなどである。関税撤廃が約束されない残存品目も多くある。韓国農民の反発が強かったぶどうは季節関税の対象となり、関税割当の対象となったものには牛肉、鶏肉などがある。また、WTOでの合意形成後に議論することとなったものにニンニク、たまねぎ、唐辛子、酪農製品などがあり、コメ、りんご、ナシなどは除外品目となるなど、韓国の敏感品目についてはその多くがうまく回避されている。農産物の残存品目の総数は425品目(29.6%)に上る。

一方、チリ側の譲許案をみると、工業製品の開放に消極的で農産物の開放に積極的という、韓国とは正反対の開放パターンを取っている。チリの即時撤廃品目数は2450(41.8%)で、そのうち工業製品は1478品目(工業製品の30.6%)に過ぎないが、農産物は677品目(92.9%)の関税を即時撤廃した。工業製品

のうち、年限付き関税撤廃品目は3338品目（工業製品の69.1%）に上り、具体的にはポリエチレン、輸送用車両（以上5年）、蓄電池、掃除機（以上10年）、鉄鋼、繊維・衣類（以上5年据置、8年撤廃）などが挙げられる。例外品目の例としては洗濯機と冷蔵庫がある。

協定発効後の効果を見ると、韓国は対チリ輸出を順調に伸ばし、発効2年目（2005年4月～06年3月）の輸出入額はそれぞれ12億1600万ドル、25億4500万ドルとなっている。発効1、2年目の対チリ輸出増加率（ドルベース、以下同様）はそれぞれ58.2%、46.5%の高さを記録した。発効後3年目（2006年4～9月）にも輸出増加率は50.7%と、堅調を維持している。とくに、自動車、家電の輸出が好調で、チリにおける市場占有率の上昇が伝えられている。2006年1～9月の輸出品目は自動車、合成樹脂、携帯電話が主なもので、76%を占めた。一方輸入は発効1、2年目の増加率がそれぞれ44.9%、32.2%であった。発効後3年目（同上）の輸入増加率は66.9%に達している。主要な輸入品目は銅製品とパルプが大半を占めるが、銅製品は銅地金の価格上昇によって金額が急上昇し、発効後3年目の輸入急増に繋がっている。このほか、銅製品に関しては素材関連製品特有の価格弾力性の高さもあってか輸入転換効果（関税率の下がったFTA対象国からの輸入品が、関税率が据え置かれているFTA非対象国からの製品を代替すること）も加わっている模様である⁽⁴⁾。輸入転換効果が発生しているその他の品目としてはぶどう酒がある。現在米国産を抑えて韓国市場での占有率2位に浮上している⁽⁵⁾。

韓国国内で憂慮されていた農産物輸入については、発効前の2003年には6926万ドルであったが、発効1年目の2004年には1億1068万ドル（前年比59.8%増）、2005年には1億4381万ドル（同29.9%増）と、韓国の全世界からの農産物輸入の増加率（それぞれ9.8%、3.1%）を大きく上回っている。しかし、対チリ農産物輸入の大半を占める豚肉の韓国内シェアはむしろ下がっており、FTAの影響が大きかったとは言いがたい。そのほか輸出増加率の高かった主要品目の動きを見ると、1～4月に限って関税引き下げが行われるぶどうの場合、2005年1～4月の輸入額は1576万ドルで、前年同期比68.7%増加した。価格変動の影響を考慮しない場合のFTAの推定影響額は480万ドルという⁽⁶⁾。このほか、キウイ（2005年の輸入額800万ドル、前年比177.2%増）や前述のぶどう酒（同1188万ドル、前年比48.4%増）などが特筆されよう。

第2節 日韓FTA

——日本の農産物開放幅を不満として交渉中断——

日本とのFTAは韓国が経済危機に直面していた1998年秋に議論され始め、韓国のFTA交渉の中でも最古参格に属する。金大中政権下で開始された議論は盧武鉉政権に持ち越されたが、日本の開放水準への不満のほか韓国の複雑かつ急変する対日感情の影響もあってか現在は中断状態にある。

日本は韓国にとって2番目の交易相手（2006年の交易規模は784億6000万ドル。EUを考慮に入れると第3位）である。中国の台頭により貿易における日本のプレゼンスは徐々に縮小しているが、それでも韓国の輸出を支える中間・資本財の供給元として重要な役割を依然として果たしている。しかし、貿易収支は一貫して日本の大幅出超が続き、両国間における微妙な問題となってきた。2006年の対日貿易赤字は254億ドルにのぼり、この間の対世界黒字160億ドルを優に超過する。日韓FTAと関連して韓国国内で憂慮されているのが対日赤字のさらなる悪化である。輸出構造が類似（=競合）しているとされ、とくに自動車業界においては日韓FTAが実施された場合の日本車との競争が恐れられている。日韓FTAの影響については、韓国側の関税率が日本よりも高い関係上短期的には韓国の対日赤字が増加するという点で諸研究はほぼ一致している。

日韓FTAに対して韓国政府は、国民の日本に対する複雑な感情を考慮して相当慎重に交渉を推進した。下で述べる交渉日程からわかるように交渉は4ステップに分けて進行された。これは韓国が関与したほかのFTAと比べて1または2ステップ多い。

日韓FTAの端緒となったと思われるのは、1998年9月15日の小倉駐韓大使の発言である。彼は韓国の1996年のOECD入りと韓国経済の世界経済に対する全的コミットメントを助けることを念頭に日韓の自由貿易地帯化を提唱した。日本側資料⁽⁷⁾では、1998年10月8日署名された『日韓共同声明——21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ』や1999年3月20日に発表された『日韓経済アジェンダ21』など、当時の日韓の蜜月ムードを象徴する諸合意が両国間FTAに関する議論開始の背景として紹介されている。1998年11月には両国通商長官間での民間研究機関（アジア経済研究所と対外経済政策研究院＝

KIEP) 間の共同研究開始⁽⁸⁾ が合意された。日韓FTA締結にむけての第1ステップである民間共同研究は1998年12月から2000年4月にかけて実施され⁽⁹⁾、日韓FTA実施を勧める最終研究結果が9月28日に発表された。第2ステップは日韓の経済界の意見を集約する「日韓ビジネスフォーラム」である。ビジネスフォーラムは2000年9月23日に日韓首脳が設置に合意し、2001年5月に始動、2002年1月にFTAの早期実現を求める共同宣言文を発表した。第3のステップは日韓産官学共同研究会である。日韓首脳は2002年3月22日に同研究会の設置に合意、8回の研究会合を経て盧武鉉政権への政権交代後の2003年10月2日に産官学研究会最終報告書が採択された。この後ようやく政府間の正式交渉にこぎつける。これが第4のステップとなる。両国首脳は政府間交渉の開始に2003年10月20日に合意、12月22日にはソウルで第1次交渉が持たれた。交渉での主要な論点は、関税撤廃（韓国内で対日関税撤廃に伴う懸念あり）と投資（日韓投資協定の改善）であり、非関税措置・ビザ免除・相互承認・経済協力等の分野については韓国側からの関心表明があった。

しかし、交渉は2004年11月3日に終わった第6回交渉以後中断状態となっている。日韓FTA交渉中断の経緯について韓国側によると⁽¹⁰⁾、「日本が農産物分野であまりに低い譲許水準（貿易量基準50%）を提示したため次期交渉日程を定められず、2004年11月以来交渉が中断された状態である」という。今後の方針について韓国側は、「日本とは交渉時限よりも内容を重視する高い水準の包括的FTA推進という韓国の既存の立場を堅持し、日本が農水産物市場開放に誠意ある提案をしてくる場合交渉再開の是非を検討する予定である」とし、厳しい姿勢を示している。日韓FTAの中断は日本の農水産物開放幅が広くないためという認識はかなり拡がっていると見られるが、2003年以後の国内消費不振で苦境に立たされた一部業界、とくに自動車業界が日韓FTAへの不安を強めたことも無関係ではないかもしれない。事実、左派国際関係学者の李海栄教授⁽¹¹⁾のように日韓FTA中断の最大の要因として自動車業界からの反発を挙げる意見も韓国内には存在する。財界どうしの日韓FTAに関する意見交換においても2003年秋ごろから韓国側の反応が鈍くなってきたという証言を関係者から得ている。韓国自動車業界の日本車流入への警戒は根強いものがある。2006年6月27日の韓米FTA第2回公聴会で自動車工業協会は米国産日本車の輸入防止策を政府に求めている。

第3節 韓EU FTA

——韓米FTAに次ぐ本格的FTA——

韓EU FTAは、韓国のヨーロッパ市場に対する本格的な橋頭堡機能が期待されていて、すでに発効している韓EFTA FTAを大幅に補強するものといえる。韓米FTA交渉が終盤に向かいつつあった2006年末から実現に向けての動きが大きく加速された。EUは韓国にとって2番目に大きな交易相手である。韓国とEU加盟25カ国との間の2006年の交易規模は785億1060万ドル、貿易黒字は183億8914万ドルに上る。交易規模、黒字幅とも中国に次ぐ第2位の相手先である。EUは韓国第1の投資先でもある。2006年の投資残額は405億ドルで、対米投資の366億ドルを上回る。EUとのFTAにおける魅力は巨大な市場と障壁撤廃によるメリットの大きさである。EUの経済規模は米国を上回る約13兆5000億ドル（2005年）で、米国の12兆5000億ドルを上回る。障壁撤廃効果も韓米FTAに比して大きい。現在、EUの平均関税率は4.2%と米国の3.7%に比べて多少高く、特に主力の自動車については10%（米国の小型車税率は2.5%）の税率が適用されている⁽¹²⁾。これらが撤廃されると現在韓国がEUとの貿易から得ている巨額の黒字をさらに増やす効果が期待される。

韓EU FTAは、2003年8月のFTA推進ロードマップにおいて米国、中国とのFTA共に中長期的推進対象に選ばれた。しかし、2006年秋までは実現に向けての動きが鈍く、同年7月から2度にわたって開かれた予備協議も交渉開始を前提としないという留保つきのものであった。しかし、韓米FTA交渉が徐々に進展するとともに、実利追求型の大型FTAである韓EU FTA推進の機運は韓国、EU双方で高まっていった。同年11月13日にはEUがFTA推進を打ち出した新通商政策の中で韓国を有力なFTA推進候補国として挙げ、同月24日には韓国において韓EU FTA公聴会が開催された。公聴会での大きな反対は出ず、交渉開始に向けた韓国・EU双方での準備が進んだ。2007年5月6日、韓EU通商長官会談の席上FTA交渉開始が公式宣言され、翌7日から第1回交渉がもたれた。直近の交渉は7月20日に終わった第2回交渉であった。

交渉のペースはかなり速く、特に韓米FTAによる悪影響を懸念して交渉を早めようとするEUの積極姿勢が目立つ。韓国側は交渉を年内に妥結させるこ

とを目標としている。すでに商品交渉では7月9日までに譲許案が交換され、各品目の関税撤廃時期が論じられている。工業製品についてはEUが7年以内、韓国が10年以内に関税を全廃する譲許案を示している。農水畜産物についてもEUは7年以内の完全開放を提示したが、韓国はコメの除外や主要250品目の関税撤廃期間を10年以上の長期とする低レベルの譲許案を提示している⁽¹³⁾。農水畜産物市場の開放に消極的な韓国の姿勢に対してEUは比較的寛容な態度を示しており、開城工業団地⁽¹⁴⁾製品の韓国産認定についても理解を示している。このように、鋭い対立点が特段見当たらないことが韓EU FTA交渉の一つの特色であり、交渉進展が速いことの背景となっている。

現在の争点は自動車と豚肉である。韓国案では自動車の関税撤廃は7年にわたって行われるが、EU側はこれを不満としている。また、豚肉（三枚肉）については韓国側が開放時期および水準を未定としていることにEU側が反発している。韓国に対する自動車市場の開放についてはEUの自動車メーカーが反対している。欧州自動車工業会（ACEA）は3月末、加盟各国の通商担当相に送った書簡で「韓国は（輸入自動車に）多くの非関税障壁を課し、自動車産業を保護している。韓EU FTAが締結されれば、ヨーロッパだけが一方的に自動車市場を開放することになり、欧州自動車産業の競争力が危機にさらされる」と主張し、「韓国は欧州の自動車産業にとって決して優先順位が高いほうではない。（韓EU FTA）交渉は欧州自動車産業の利益と相反する」とした⁽¹⁵⁾。

【注】

- (1) 権五奎財政経済部長官は、2007年8月9日の定例ブリーフィングで、ASEAN、EU、インドと共にカナダを挙げ、FTA交渉を年内妥結を目指すと言った。『eデリー』2007年8月9日付け。
- (2) 国会統一外交通商委員会における2003年12月26日の韓チリFTA批准同意案採決では、起立採決で可決が宣布された。賛否の数が一部報道では「賛成11人、反対7人」、また一方では「賛成12人、反対8人」などと分かれており、国会統外通委関係者らは「正確な賛否数は不明」とするなど、議事進行手続きが混乱した。
- (3) 『2005年外交白書』147ページ。
- (4) 韓国関税庁、「輸入統計で見えるFTA発効効果」（報道資料）、2006年11月17日。
- (5) 注8に同じ。
- (6) だが、この間にウォン高の進行によってウォン建て価格が下がった影響を加味す

るとこの数値はFTAによる関税引き下げの影響を多少過大推計していると思われる。崔世均、「農業部門 韓チリFTA 履行2年間の評価」（農政研究速報第30巻）、韓国農村経済研究院、2006年4月10日。

- (7) 日韓FTA共同研究会、「日韓自由貿易協定 共同研究会報告書」（日本語）、2003年10月2日、5ページを参照。
- (8) 筆者の知るところでは、日本側研究機関のアジア経済研究所に対する民間共同研究実施に関する打診はすでに1998年10月下旬に行われていた。
- (9) 民間共同研究が実施されていた当時、韓国側研究陣は「どうやったら（韓国）世論を説得できるだろうか」と悩んでいた。日韓FTA実施に伴う影響推計について日本側は影響を例示する分野の範囲やそれらに対応する推計値計算をかなり早い段階で終える準備を整えていたが、韓国側は推計範囲や数値調整に相当手間取っているようであった。
- (10) 『2006年外交白書』152－153ページ参照。
- (11) 李海栄、『なじみのない植民地、韓米FTA』、メイデー、2006年、6ページ参照。
- (12) 外交通商部報道資料「韓・EU FTA 交渉公式出帆宣言」、2007年5月6日。
- (13) 『朝鮮日報』2007年7月17日付け。
- (14) 韓国は最近のFTA交渉において開城工業団地製品を韓国製品（域外加工製品）と看做すよう交渉相手に働きかけてきた。2006年3月発効の韓シンガポールFTA以後のFTAにおいては開城工業団地製品の韓国産認定を勝ち取っている。韓国は2000年以来南北経済協力の一環として休戦ラインから1.5キロに位置する開城工業団地の造成事業および同工団への韓国企業の誘致を積極的に行ってきた。しかし団地の敷地が、米国の「テロ支援国家」に指定する北朝鮮の中にあるため、同工団での生産品を米国のほか日本やヨーロッパ主要国に輸出することが事実上不可能であった。韓国はFTA交渉における開城工業団地製品の韓国産認定を通じて開城工業団地製品の販路を拡大し、またこれによって南北経済協力の実をあげることを目指している。
- (15) 『朝鮮日報』2007年4月21日付け。ここで言う非関税障壁とは、韓国への自動車輸出に当たって、国際的形式基準を満たした車に対しても再度韓国の規格に適合するかを検査されることを指すものと見られる。

